

2021年7月1日

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

出光興産株式会社

代表取締役社長 木藤 俊一

東京都丸の内三丁目1番1号

昭和シェルビジネス&ITソリューションズ株式会社

代表取締役社長 竹田 正俊

吸収分割に関する事後開示書面

出光興産株式会社（以下「出光興産」といいます。）及び昭和シェルビジネス&ITソリューションズ株式会社（以下「昭和シェルビジネス&ITソリューションズ」といいます。）は、両社の間で締結した2021年1月19日付吸収分割契約に基づき、出光興産を吸収分割承継会社、昭和シェルビジネス&ITソリューションズを吸収分割会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行いました。

本分割に関する事後開示事項（会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 本分割が効力を生じた日

2021年7月1日

2. 吸収分割会社における手続の経過

(1) 会社法第784条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

昭和シェルビジネス&ITソリューションズの株主から、会社法第784条の2に定める吸収分割をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

昭和シェルビジネス&ITソリューションズは、出光興産の完全子会社であることから、出光興産に対し、会社法第785条第3項の規定に基づく手続を実施していません。

(3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
昭和シェルビジネス&ITソリューションズは、新株予約権を発行していなかったことから、会社法第787条の規定に基づく手続を実施していません。

(4) 会社法第789条（債権者の異議）の規定による手続の経過
昭和シェルビジネス&ITソリューションズは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2021年4月7日、官報により債権者に対する公告を行い、また、2021年4月7日付で知れている債権者に対して各別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過

(1) 会社法第796条の2（吸収合併等をやめることの請求）の規定による請求に係る手続の経過

出光興産は、本分割を簡易手続きで行ったため、会社法第796条の2の規定による請求の適用はありませんでした。

(2) 会社法第797条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
出光興産は、本分割を簡易手続きで行ったため、反対株主の株式買取請求の適用はありませんでした。

(3) 会社法第799条（債権者の異議）の規定による手続の経過
出光興産は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年4月7日、官報及び電子公告により債権者に対する公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

出光興産は、本分割により、昭和シェルビジネス&ITソリューションズから、その従業員との間の雇用契約に関して有する別紙記載の権利義務を承継しました。出光興産が昭和シェルビジネス&ITソリューションズから承継した資産の額は724,000,000円（概算値）、負債の額は724,000,000円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2021年7月1日

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上